

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成26年 6月 6日

兵庫県知事 殿

提出者

住 所 兵庫県南あわじ市市善光寺18番地27

氏 名 南あわじ市長 中 田 勝 灰

(法人にあっては、名称及び代表者の長名)

電話番号 0799-50-3039



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	市・榎列浄化センター
事業場の所在地	兵庫県南あわじ市榎列松田391番地6
計画期間	平成26年4月1日 ~ 平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3631 下水道処理施設維持管理業
②事業の規模	計画処理能力2,900.0m ³ /日、【平成25年度実績 処理水量233,227.5m ³ /年】 汚泥処理能力 2.7 t/日、【平成25年度実績 脱水汚泥搬出量261 t/年】
③従業員数	下水道課職員 11人 (平成26年4月1日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1-1、1-2のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2-1、2-2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(平成25年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(余剰汚泥)	汚泥(脱水汚泥)
	排出量	10,048 t	261 t
	(これまでに実施した取組) 目標である最終処分量の削減を図るため、中間処理工程(脱水処理工程)の管理を行うことにより削減できた。 (目標 285 t ⇒ 実績値 261 t)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(余剰汚泥)	汚泥(脱水汚泥)
	排出量	10,000 t	280 t
	(今後実施する予定の取組) 今年度も引き続き、中間処理工程(脱水処理工程)の管理を行い、最終処分量の削減を図る。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水汚泥）	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	261 t	t
	(これまでに実施した取組) 目標である最終処分量の削減を図るため、中間処理工程（脱水処理工程）の管理を行うことにより削減できた。 (目標 285 t ⇒ 実績値 261 t)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（余剰汚泥）	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	10,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今年度も引き続き、中間処理工程（脱水処理工程）の管理を行い、最終処分量の削減を図る。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（脱水汚泥）	
	全処理委託量	261 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 再利用業者への搬出を検討。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥 (脱水汚泥)	
	全処理委託量	280 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	280 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今年度から、再生利用業者への搬出を行い、リサイクルへの推進を図る。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

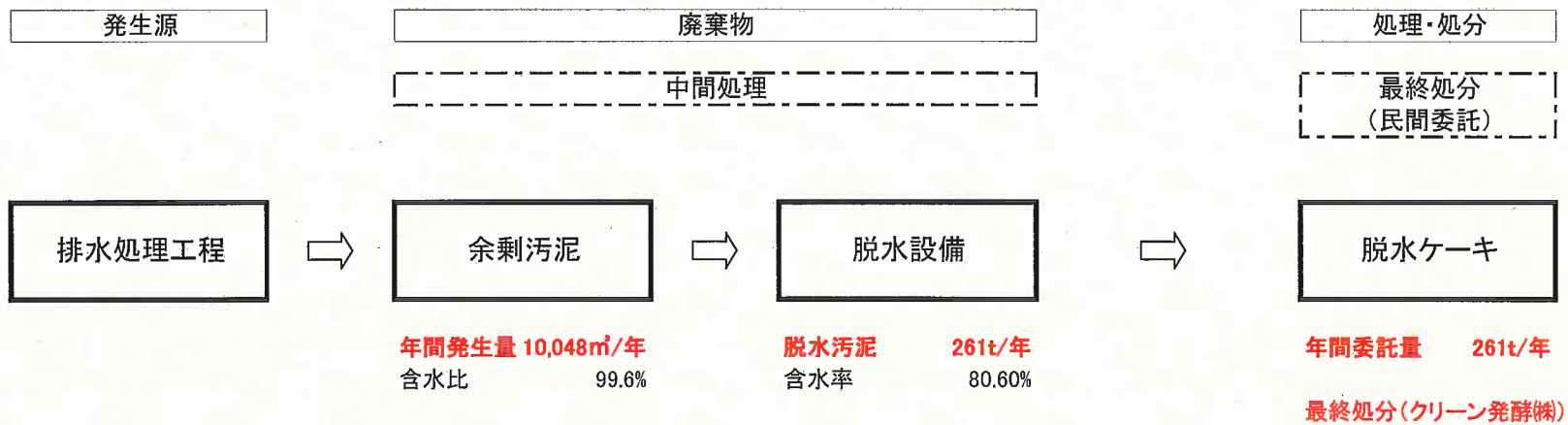
別紙1-1 廃棄物処理工程

(平成25年度実績)

○市・複列浄化センター

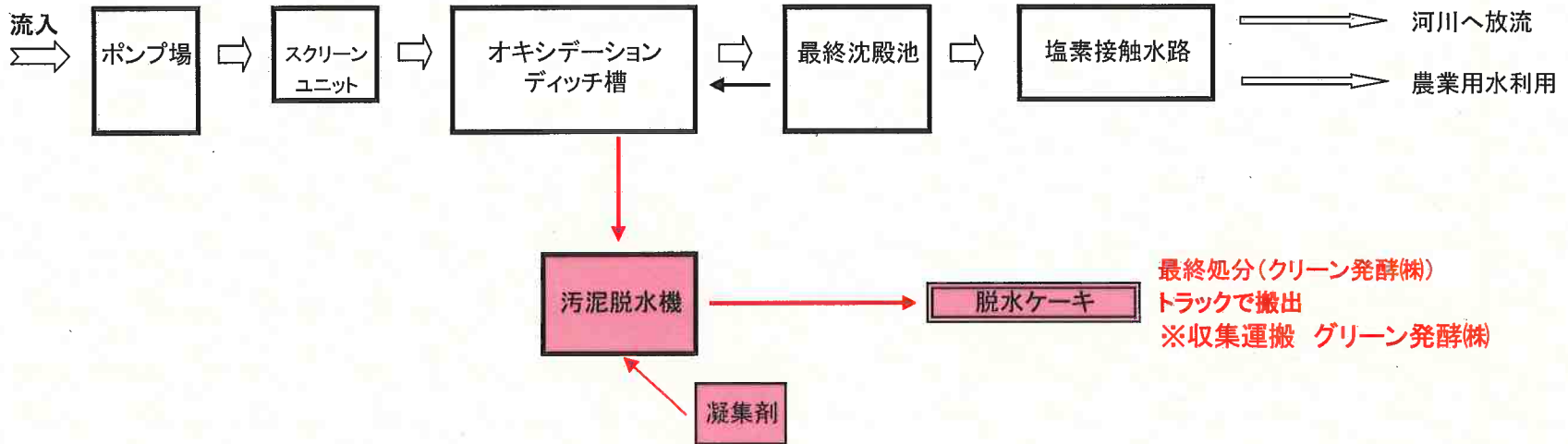
【処理方式】 多重板型スクリーンプレス脱水機

⇒ 廃棄物処理の流れ



別紙1-2 污水処理工程

市・複列浄化センター(オキシデーショントッチ法)



別紙2-1 管理体制図

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

総括責任者	南あわじ市下水道部下水道課	課長
総括副責任者		施設管理係 課長補佐
担当者（市・複列処理区）		施設管理係 課長補佐（処理場担当）
副担当者		施設管理係 係長（処理場担当）
維持管理委託業者	（株）サンスイ	巡回主任技術者、巡回技能員

廃棄物総括責任者 廃棄物副総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理方針の策定及び処理計画書の作成。 ・ 廃棄物処理に関する各種事項の決定及び承認。
担当者（処理区・処理場）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理業者の調査・選定及び管理。 ・ 委託契約の締結。 ・ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理。 ・ 各種調査等の報告。 ・ 有効資源利用の計画等。 ・ 廃棄物処理計画書の作成。 ・ 処理施設の維持管理状況の把握。 ・ 施設維持管理検討会の開催。 ・ 汚泥脱水機日報等の確認。 ・ 発生汚泥の分析。 ・ その他関係する事項。

(2) 緊急事態発生時連絡図・・・別紙2-2

(3) 管理体制の強化

- ・ 他施設の管理担当及び維持管理業者との維持管理検討会の実施。（年4回）
（廃棄物管理規定及び廃棄物発生の削減化の検討・法改正時の報告及び周知）
- ・ 施設関係者を対象とした実務研修会の実施。

別紙2-2 管理体制図

平成26年度 廃棄物管理組織

○市・榎列浄化センター

南あわじ市下水道部下水道課		
総括責任者		課長
総括副責任者	施設管理係	課長補佐
担当者(市・榎列処理区)	施設管理係	課長補佐
副担当者	施設管理係	係長

維持管理委託(中間処理) ↓

処理施設維持管理現場対応
株式会社 サンスイ

最終処分委託 ↓ トラック搬出(クリーン発酵株)

汚泥最終処分委託業者(有機物リサイクル)
グリーン発酵株

緊急事態発生(中間処理、汚泥搬出)

